

「第319回 判例・事例研究会」

テーマ：祭祀承継者指定申立事件の審問手続

日 時	令和元年10月30日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 沖 陽 介

事例報告

【祭祀承継者指定申立事件の前提知識】

- ・ 民法第897条（祭祀に関する権利の承継）
 - 1 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは、その者が承継する。
 - 2 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。
- ・ 祭祀承継者の指定の手続は調停前置主義の対象ではないが、審判の申立てをしても裁判所が職権で先に調停に付すことが多い。
- ・ 祭祀承継者は次の順位で決定される。①被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者、②慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者、③家庭裁判所が定める者。
- ・ ①の指定方法に制限はなく、書面または口頭を問わない。
- ・ ②の慣習について、戦前の家制度的な慣習の存在を認めた裁判例はない。また、何らかの地域的な慣習の存在を認めた裁判例もほとんどないと言われている。
- ・ ③の裁判所による指定については次の判断基準がある。

「承継候補者と被相続人との間の身分関係や事実上の生活関係、承継候補者と祭具等との間の場所的關係、祭具等の取得の目的や管理等の経緯、承継候補者の祭祀主宰の意思や能力、その他一切の事情（例えば利害関係人全員の生活状況及び意見等）を総合して判断すべきであるが、祖先の祭祀は今日も

はや義務ではなく、死者に対する慕情、愛情、感謝の気持ちといった心情により行われるものであるから、被相続人と緊密な生活関係・親和関係にあって、被相続人に対し上記のような心情を最も強く持ち、他方、被相続人からみれば、同人が生存していたのであれば、おそらく指定したであろう者をその承継者と定めるのが相当である。」（東京高決 H18.4.19）

【審問手続の進み方と感想】

- ・ 事前に当事者双方から準備書面を提出し、主張が煮詰まったところで陳述書を提出するのは通常の訴訟手続の尋問と同じである。
- ・ 本件では、申立人本人と相手方本人に対する審問が行われた。
- ・ 家庭裁判所が審問期日を開いて事実の調査をするときは、他方当事者は原則として当該期日に立ち会うことができる（家事事件手続法69条本文）。ただし、支障が生ずるおそれがある場合は立ち会い不可（同条但書。DV事案等）。
- ・ 審問当日は、裁判所がメインで質問する。各当事者に対して、裁判所が20～30分程度質問した後に、双方の代理人にも質問の機会が与えられるが、質問できるのは各代理人5分程度である。
- ・ 本件の場合、裁判所からの質問は陳述書の内容を細かく聞き直すものが多かった。
→ 陳述書の内容をよく覚えて、矛盾したことを言わないように準備したことが奏功した。
- ・ 当方の当事者に対しては、裁判所が触れなかった点について尋ねたり、裁判所が触れたけれども本人が言い足りなかった点を補充的に尋ねたりすることができる程度であった。2～3ラリー以上続けようとする、「簡潔に聞いてください」と裁判所から注意が入った。
- ・ 相手方の当事者に対しても、裁判所が触れなかった点について若干尋ねることができる程度であった。訴訟における反対尋問のように、一つの事項に対して質問を繰り返して追い詰めていくような聞き方は時間的にできない。
- ・ 審問手続で新たな事実を明らかにしようとしても時間的に難しい。審問前に主張書面と陳述書で裁判所にアピールしておくことが重要であると考えられる。

以上